

朱舜水の「楠正成像賛三首」について

木下英明

失礼致します。今回は、朱舜水の「楠正成像賛三首」について拝読をし、御一緒に勉強してまいりたいと思います。何卒よろしく御願ひ致します。

最初は「楠正成像賛三首」の第一首で、その読み下し文、それと大意、そして難解と思われる語句について、その若干について意味を記しておきました。ついで同じく賛文の第二首ですが、これには大意は付けてありません。そして同じく第三首です。それと、楠公像賛の成立について、幾つかの史料を載せました。それから先人の楠子論としまして藤田東湖先生の「弔楠公文」を、又、真木和泉守の「楠子論」を載せました。楠木正成の顕彰につきまして、お二人の先哲の教えもいただきたいと思い、載せた次第です。

それでは、最初から見ていくことに致します。最初は「楠正成像賛三首」のうちの第一首です。この文章の出典としまして、三つの史料をあげておきました。一つは「楠公父子決別図賛」（稲葉君山編『朱舜水全集』所収）とあります軸物です。これは加賀の前田家に伝わるもので（尊経閣文庫所蔵）、大変有名なものです。私はまだ実物を拝見していません。何時かその機会をと思っておりますが、なかなか果せないでいます。絵は狩野探幽の手になり、その上の方に舜水の自筆でこの文章が書かれています。最後に「明舜水朱子瑜題」と書かれています。次いで、義公德川光圀が建てました神戸の湊川の碑文に刻まれました。これにより、この文章は一躍世に知られるようになりました。碑石の表には皆さんよく御承知の「嗚呼忠臣楠子之墓」の文字が、これは義公光圀の筆になり、その裏面にこの文章です。文字は京都の書家の岡村元春といわれています（「楠公石碑建立由来記」、『神戸市史資料二』所収）。そして、「舜水先生文集」（茨城県立歴史館所蔵本）です。この文集は、舜水が亡くなると（天和二年、一六八二）、舜水の遺文が集められまして、正徳五年（一七一五）に発行されたものです。中をみますと「門人権中納言従三位西山源光圀輯 男権中納言従三位綱條校」と書かれています。これは、各巻毎にこのように書かれています。舜水の遺文集でありまして、舜水の研究につきましてもは

根本史料となるものです。この「舜水先生文集」には、「楠正成像賛三首」と、正成の子の正行についての「楠正行像賛」も載せられていて、正行についての舜水の顕彰の内容も知られます。

では、第一首の文章を見ることにしましょう。原文は漢文で書かれています。また、文字につきましても史料によりまして、多少の異動がありますが、ここには「楠公墓碑拓本」により、読み下し文を載せました。読みは私が、諸書を参考に致しましてつけたものです。

忠孝天下に著はれ、日月天に麗く、天地日月無れば、則晦蒙否塞、人心忠孝を廢すれば、則乱賊相尋ぎ乾坤反復す、余聞く楠公諱は正成者、忠勇節烈國土無双、其の行事を蒐するに、概見す可からず、大抵公の兵を用ふる、強弱の勢を幾先に審にし、成敗の機を呼吸に決す、人を知り、善任じ、士を体し、誠を推す、是を以て謀中らざる無く、而して戦克たざる無し、心を天地に誓ふて、金石渝らず、利の為に回らず、害の為に怖れず、故に能く王室を興復し、旧都に還す、諺に曰く、前門狼を拒げば、後門虎を進む、廟謨臧からず元因踵を接ぎ、國儲を構殺し、鐘虚を傾移す、功成るに垂んとして主を震す、策善しと雖も庸ひられず、古より未だ元師前に妬み、庸臣断を專にして、大将能く功を外に立つる者、有らず、之を卒ふるに、身を以て国に許し、死に之て佗靡し、其の終りに臨み、子を訓ふるを觀るに、従容として義に就き、孤に託し、命を寄せ、言私に及ばず、精忠日を貫くに、非るよりは、能く是の如く整にして、暇ならんや、父子兄弟世々に忠貞を篤くし、節孝門に萃る、盛なる哉、今に至り、王公大人より、以て里巷の士に及ぶまで、日を交へて之を誦して衰へず、其れ必ず大に人に過たる者有らん、借しいかな載筆者、考信する所無く、其の盛美大徳を發揚すること能はざるのみ

右故河摂泉三州の守、贈正三位近衛中将楠公の贊、明の徴士舜水朱子瑜字は魯ヨかの撰する所、勒して碑文に代へ以て不朽に垂る

碑文にあります最後の二行もつけました。この文章は、義公光圈によるものです。次に大意を御覧下さい。

人の世に忠と孝の倫理・道徳があり、道義・道徳の根本として大事にされています。この自然に太陽と月があるのと同じであります。もしこの自然界から太陽と月とが無くなりますと、この世は暗闇となってしまう。それと同様に、人の心から忠孝の心が失われてしまいますと、この国家・社会の秩序が崩壊し、人倫は乱れ、反逆する者が続出するようになり、天地がひっくり返るような混乱の状態になってしまいます。私が聞きますに、楠木正成という者は、忠勇節烈でありまして並ぶべき者の無い国士であります。その戦績・事績をよく見てみますと、それは一様ではありません。千早赤坂城の戦いにおける守りと撤退、天王寺へ出での戦い、また千早城における様々な戦術など、用

兵、策略は凶にあたらぬものはない。適切でありました。その心は金石のように変化がなく、利を考えず害も恐れぬ。こうしてよく千早城で奮戦をし、籠城戦に堪え抜きますと、天下の形成が大きくかわり、鎌倉幕府は滅亡し、建武の中興が達成され、後醍醐天皇の親政が実現したのでした。しかし、諺にいうように、前門で狼の侵入の防備に集中していると、かわりに後門から虎が入ってくる、そのようなことが起きてしまいました。建武の中興の政策などをめぐり、不平・不満が起き、送利高（尊）氏が謀反を起こします。護良親下は捕らわれて、やがて殺害される。建武の中興は、短期間にして瓦解してしまいました。その後、足利高氏の軍との戦いとなり、その戦術をめぐって朝廷内で意見が分かれます。楠木正成の戦略は坊門の宰相清忠らの反対にあいました。このようなことでは、武将がよく戦功をあげられる道理がありません。そこで、楠木正成は死を決意し、桜井の駅で我子の正行に後事を託しました。そして、湊川の戦いで戦死します。この正成の姿勢をみますと、一点の不純物をも含まない忠義であり、精忠というほかはない。その後の楠木一族は、子々孫々忠義のために奮戦をし、身命をかけていき、節孝という徳目はこの楠木氏一門に全部集まってしまったようであります。盛なことといわなければなりません。今日まで、身分の高い者から庶民に至るまで、このことを称賛して止みません。それは、必ず人並み以上のすぐれたものがあるからでありましょう。借しれますことは、記録を残す者がこれを正しく考察することがないので、この盛んな徳が世に顕彰されないことです。

よく分らない所もあり、誠に粗雑ですが、このように意味をとってみました。次にいくつかの語句について、簡単な意味を書いて置きましたので、それも御覧下さい。

晦蒙	くらい、くらやみ、乱世の清明でないこと
否塞	とじふさがる
乾坤	天地、日と月
諱	死後の名
廟謨	朝廷できめたはかりごと
国儲	国君の世継ぎ、皇太子
構殺	無実の罪をかまえつくつて殺す
鐘虚	かねとかねかけ、王位の象徴
庸臣	平凡な家来

ところで、この第一首につきまして、幾つかのことを申し上げたいと思います。

最初は、「忠孝天下に著はれ、日月天に麗く」という箇所です。ここで、「麗」という文字を特に「つく」と読みました。これは、原文にルビは無いのですから、当然いろいろの読み方が出てきて当たり前であります。そのまま読めば「うるわしく」であり、また「かがやく」でしょうか。そのように読んで、ルビを付けているのもあります。そして、意味の上からもそれでよいと思います。ところで、「つく」とルビをつけている本もあります。私が見ました史料に、安藤年山著の『年山紀聞』（茨城県立歴史館所蔵本）という本があります。この中にこの第一首が載せてあり、「日月天につく」とルビが付されていました。また、佐藤進博士著の『水戸義公伝』にも「つく」とありました。安藤年山（諱は為章）は、兄の安藤抱琴（諱は為実）とともに義公光圀に仕えまして、礼儀類典の編纂に携わった人物です。その年山の著書であります『年山紀聞』に「つく」とありますことは、水戸において早くに「つく」と読んでいたことを示すものであるう、と思われれます。また、佐藤進博士は、今日の常陸太田市に生まれて地元の郷校であります益習館に学び、後、今の千葉県佐倉市の順天堂に入門して医学を修められ、そして佐藤家に養子に人られました。そこで、著されました『水戸義公伝』の中で、「つく」と読まれていますことは、水戸での読み方、いわば水戸流とでもいいたしうか、そのことを伝えているのではないかと思われのです。「麗」を「つく」と読むことについて、『大漢和辞典』（諸橋轍次著）では「麗、なお著のごとし」「麗、附なり」とあります。そうしますと、忠孝と日月の存在を対比して、なお強調しての表現の読み方であるう、と考えるのであります。

次に、「強弱の勢を幾先に審にし、成敗の機を呼吸に決す」という語句があります。これは、楠木正成の千早城での戦術・戦法の妙なるものの表現でありましょうが、この語句は、今日、石に刻まれています。それは、千早城は大阪府にあります。その千早城への上り口の両側に、つまり左右に、大きな石柱に刻まれているのです。今日、千早城の跡には千早神社が祀られていますので、その参道の石段の入口に、祭神でもあります楠木正成の千早城での奮戦を伝えるにふさわしいものとして、刻まれたものと思われれます。

また、楠木正成の武勇を称賛する語句に、「忠勇節烈国土無双」「精忠日を貫く」などがあります。このなかで、「精忠日を貫く」という語句について、みてみたいと思います。「精忠」という語句は、中国におきましては岳飛という人物に付けられる言葉です。「精忠岳飛」といいます。岳飛は、宋王朝が北の異民族の国家であります金の侵入に苦しみ、南京に移って高宗が即位すると南宋と称しました。岳飛は、その南宋の高宗を助けて尽力致します。そうしますと高宗は、岳飛に「精

忠岳飛」の四字を親書した旗を与えまして、岳飛はしばしば金の兵と戦いこれを破ります。しかし、和議を唱える秦檜という者がいて、この者に罪せられて岳飛は獄に投じられ、やがて殺害されてしまいます。後年、明王朝の時代になると岳飛に対する顕彰が盛んになり、岳飛の墓の南に「尽忠報国」と書かれた石碑が建てられたといえます。舜水はこの明王朝の末期に生まれまして、国の役人となるべく努力を致します。そして、優秀な成績をあげまして、いよいよその前途が開かれようとした時、国難に見舞われます。宋王朝を苦しめた時と同じ北の異民族の侵入に悩まされます（今度は後金という。後、後金は清と国号を変えます）。そこで、舜水は仕官の道を断念し、明王朝の復興の為に尽力をするようになるのです。

さて、舜水にはこの岳飛を顕彰した文章があります。それは「岳武穆像讚」で、「舜水先生文集」では、この「楠正成像賛三首」の第一首のすぐ前に載せられています。その書き出しは、

鄂侯精忠日を貫き、知勇絶倫、武にして黷れず、文にして靡かず（以下略）とありまして、ここに「精忠日を貫く」とみえております。そうしますと、舜水は、岳飛に相当する人物として、楠木正成に対しましてこの語句を使用したと思われるのであります。

ところで、前にこの第一首の文章につきまして、文字の違いが多少あると申しましたが、内容が大きく違うという程のものではありませんので、この件は省略させていただきます。

では、次に「楠正成像賛三首」のうちの第二首に進みたいと思います。これは、原文は「舜水先生文集」よりとりました。では、読み下し文でみてみましょう。

学を好みて宏論、仁義を尚び、人才を務む、真に国家の柱石、疆場の干城、宜なる哉、熊羆の夢に叶ひ、惟肖の求に応ず、用て能く心を天地に誓ひ、立ちどころに叛逆を推く、之を曰（もつ）て、廟堂に謀謨し、勝を樽俎に制す、豈万邦憲となし反側を潜消せざらん耶、寡を曰て衆を制し、奇を出す窮り無し、戦はずして人を屈す、猶一節なり、賞功に酬いず、位才に称はず、女寵、内に煽んに、権臣朝に擅ままして、大将能く功を外に立つる者鮮し、身を曰て節に殉ふ、純臣なる乎、敵の喜ぶ所と為らずして、而て反つて惜しむ所と為る、国を有つ者、盍之を思はざらんや

次に前のように多少の語句について、意味をつけました。

疆場

田地のさかい、国のさかい、辺境

干城

主君のたてとなり、城となり、外を防ぎ内を守る

熊羆夢に入る

男子を生むことのたとえ

樽俎（樽俎の師） 樽俎は酒たると肉をのせる台、宴会のこと。樽俎の

間に謀をめぐらして、敵を破る

女寵

女に対する寵愛

この文章を読みまして、最初に文字について、一つみてみます。それは「呂」の字です。この文字は、「以」の異体字です。私も最初見ました時は困りまして、何とこの字なのか、また辞書を引くにもどう引いたらよいのか、ということで大変悩んだことを思い出します。この文字は、例えば異体字に関する辞典などを見れば出ているのですが、異体字といえますと、この文字に限らず、いろいろ沢山出て参りまして、私など苦しんでいるところでもあります。というわけで、「呂」は「以」の異体字ですが、ここには出典に従いまして、そのまま載せました。この「呂」の字は、「舜水先生文集」で使用されていて、第一首にも、また「補正行像賛」にも見えています。第三言には、この文字そのものの使用がありません。そこで、「楠公墓碑拓本」を見ますと、ここには「以」の文字が使用されていまして、異体字ではありません。では、「楠公父子決別区賛」はどうでしょう。これは、異体字であります。「呂」の文字が二か所使用されています。この「楠公父子決別区賛」は、舜水の自筆とされています。そうしますと、舜水は「以」の字については異体字の「呂」を使用したということになります。これは避諱といひまして、『大漢和辞典』には「古、君父の名に遇えば言語或は書写の時に皆避けた」とありまして、特定の人名について、その文字を変えらるというものです。つまり、舜水は、明王朝の一族の魯王以海から仕官の要請があつて、これを受けたという事情があります。その為に、この「以」の文字について、これをかえて異体字の「呂」を使用したということとであります。「舜水先生全集」もこれを受けまして、そのように表記しているということになります。

そういうわけで、異体字といひますと何もこの文字に限りません。他にも沢山あるのですが、一寸この文字について触れてしまひまして、少々煩わしい話になつてしまいました。

さて、第二首についてみますと、第一首よりは文章の視模が小さくなつています。楠成正成

が、幼少から学問を好んで議論をよくしたことから、人物像、千早城での奮闘、建武の中興の成立から瓦解にわたり、簡潔にしかもあまり詳細にまでは入り込まない程度にまとめている感じが致します。また、「大将能く功を外に立つる者鮮し」の語句は、第一首とほぼ同じですね。

では、「楠正成像賛三首」の第三首にまいりましょう。これも原文は「舜水先生

文集」にあります。読み下し文を御覧下さい。

桓桓たる廷尉、維れ天の挺生、精忠偉略、智仁蔽明、帝、良弼を賚ふ、人を奪ふに聲を先にし、鷹セン鳥を遂ふ、名立ちて功成る、時の不造に遭い、狐鼠、衡を争う、公を治め逆を討ち、捧表して星征す、訐謖辰に告ぐ、賊平ぐるに足らず、廟算掣肘、血戦コウコウ、矢窮まりて兵盡く、気は鯢鯨を呑むも、二たび難計を決し、国に殉じ生は軽し、双国土有り、一姓の韓彭たり、信勇戦烈、白雲英英

また、前のように語句についての意味も御覧下さい。

桓桓 つよいさま、武勇のさま

廷尉 秦漢時代の刑罰の事にあたった官名、日本では検非違

使の佐の唐風名

良弼 良い補佐の臣

捧表 君主又は官符に表を上ること、上表

訐謖 大きなはかりごと

掣肘 人のひじを引いて、自由にさせない。人のことに干渉して、妨げること

コウコウ 鐘・鼓のおと

鯢鯨 鯢はめすくじら、鯨はおすくじら。共に多くの小魚を食うので、弱小国を併呑する不義の人、悪人の首領にたとえる

韓彭 韓は韓信のことで、漢の高祖の臣で肅何・張良とともに

三傑と称され、攻城野戦に功あり。彭は彭越のことで、はじめ項羽に仕え、のち漢の高祖に仕えて魏を収め、楚を滅ぼして梁王に封じられた

この第三首は、前の第二首より、字数にしますと更に小規模になっていますね。

内容についても、第二首によく似ているといえます。簡潔・簡略に述べている感じが致します。楠木正成について、「維れ天の挺生」といひまして、正成の資質を天性の抜き込んだもの、と記し、そして、「精肘偉略、智仁蔽明」と述べています。また、ここでは、「鷹（たか）隼（はやぶさ）鳥を遂ふ」とか「気は鯢（めすくじら）鯨（おすくじら）を呑む」など、比喩が特徴的です。また、「双国土有り、一姓の韓彭たり」とあります。二人の国土を中國の韓信と彭越とになぞらえています。双国土とは正成と正行でしょうか。父子（一族）ですので、一姓としたのです。そして、最後に「信勇戦烈、白雲英英」とありまして、楠公の遺徳を余

韻的に記しています。このように最後をまとめていますのは、この第三首の特徴です。

以上、朱舜水の「楠正成像賛三首」につきまして、大変粗雑で申し訳ありませんでしたが、それぞれ見てまいりました。では次に、この「楠正成像賛三首」の成立についてみることに致します。

最初は「三忠伝」（柳川藩の儒者安東省菴著、出版は貞享元年、一六八四、国立国会図書館所蔵本）です。著者の安東省菴（名は守約）について少し申しあげますと、九州は柳川藩の儒学者で、舜水が長崎に来ると、舜水に師事をします。「行実」（「舜水先生文集」所収）によりますと、己亥の年（万治二年、一六五九）に来日した舜水に省菴は師事をし、そして日本居留を勧めると舜水はこれに同意をした。その後は舜水の日本居留の為に、省菴は同志とともに長崎奉行などに出向いて許可を求め、その実現に尽力をした、とあります。そして省菴は、何かと不自由な舜水の生活の為に自分の奉禄の半分の四十石を与え（「孫男毓仁に与ふる書」、「舜水先生文集」所収）、また長崎の大火の際には、自分の妹が重病で危篤であったにも拘らず、長崎に駆けつけて新居を建てまして、舜水を養うことは自分の任であり、それは衆人の認めるところである（「安東守約に与ふる十一首」・「行実」、「舜水先生文集」所収）と言った、という話も伝えられています。省菴の舜水に対する姿勢は、このようなものでありました。

さて「三忠伝」ですが、安東省菴には実に膨大ともいうべき数多くの著述がありますが、その中の代表的な一書です。内容は、平重盛・藤原藤房・楠正成（付正行）に関する伝記的文章で、省菴の「三忠伝」の序文には、この三人を「本邦の三仁」と述べています。それでは、その「三忠伝」の序文を御覧下さい。

朱老師（老師名は之瑜、字は魯與、舜水先生と号す）長崎に在りて友人の楠公父子画像賛を求むる者有り、乃ち伝を作りて覽に呈すること今に二十有三年、羅山先生伝を立つる自り彼の時に至る五十有七年、不幸にして見ることを得ず、去年これを鬻書者に得る、又村田自新氏の伝を得るも、猶これを見ることの晚きを恨むがごとし、藤伝及び賛のごときは、先生の撰に従いて一字も換えず

ここには、舜水が楠公賛文を書くに至る事情が示されています。つまり、長崎にいる舜水に対して、ある人が楠公父子画像の賛文を書いてくれるよう要求してきました。そこで省菴は、舜水の為に楠公の伝記を書き、そして舜水に見せました。その時から今に至ること、二十有三年であります、とこういうのです。「三忠伝」の

出版は、貞享元年（一六八四）ですが、省菴のこの序文は天和三年（一六八三）の六月に書かれています。そこで、この年、天和三年より二十三年さかのぼりますと、万治三年（一六六）となり、この年は、前にもありましたように、舜水が長崎居留を決めた年、万治二年の翌年にあたります。その頃、楠公父子画像の賛文の依頼があった、ということになります。そこで省菴が伝記を書きました。その時は、林羅山の楠公に関する著書（「楠正成伝」あり）も、また、村田自新の同様の著書（「楠河州伝」あり）も事情があつて見ることが出来ませんでした。そして、舜水の賛文が出来たと思われ、それにつきまして、「三忠伝」が載せています。楠公賛文は、「学を好みて宏論、仁義を尚び、人を務む」と始る、第二首の賛文です。それと、図版で見ました「舜水先生文集」所収の「楠正行像賛」の文章です。先程の序文にありますように、楠公父子画像の賛文ですので、正成と正行との賛文が出来たということでしょう。時期的には、依頼のありました万治三年か、その後、あまり間もない頃と思われ、

ところで、省菴が自ら書いたこの「三忠伝」の序文が成つた天和三年六月は、舜水が亡くなった天和二年四月十七日の翌年になります。省菴は、往時を偲んで、懐旧の念しきりであつたらうと思われ、先程の序文には続けて、「於乎、楠公が中国の大儒の賛を得たるは誠に千載の奇事なり。登時、平藤二公の伝を撰するに及ばず。老師の賛を欠く。是れ独り某の憾み有るのみならずそも二公の不幸なり」と書いてあります。中国の大儒の賛文として、平重盛と藤原藤房の賛文も欲しかったところでしたが、その当時、省菴の両者の伝が出来ていなかった為に、舜水の賛文が出来ず残念である。しかし、今となってはもう遅い、とその無念を述べているのであります。

では、その次の史料を御覧下さい。次は、加賀前田家の「楠公父子訣別の図」の賛文です。この賛文の終りの部分を載せておきました。それは、

歳在庚戌冬至

後十日

明舜水朱之瑜題

とあります。これは、舜水がこの賛文を書いた年月を記しています。庚戌の年は、寛文十年にあたります。また、この年の冬至にあたる月日を暦で探してみますと、十一月十一日とありました。その後の十日は、十一月二十一日となります。これが、この「楠公父子訣別の図」の賛文が書かれた年月ということ、すなわち、義公光圀が舜水を江戸に招くのは寛文五年（一六六五）ですので、ただ今の寛文十年は、その五年後ということになります。次に、その賛文が、書かれるに至ります史料を御覧下さい。これは、「木下貞幹に答ふる書四首」（「舜水先生文集」所収）の一部分

です。

正成楠公伝、聞くならく忽冗を以て未だ構えず、今已に剛伯を促して其事実戦功を累するに、必ずしも伝を作らざるなり、一たび到らば即ち当に賛に題して奉上すべし、幸いに惟れ此の意を以て貴國君に達し懇と為す

これは、舜水が木下貞幹（号は順庵・錦里）に写えた書簡の一節です。貞幹は儒学者で、加賀藩の三代藩主前田利常の招きにより加賀藩に仕えます。また、五代藩主の綱紀（藩主の期間は正保二年、一六四五から享保八年、一七二三まで）にも仕えます。そして、次に出てきます室鳩巢など、多くの儒学者を育てたことでもよく知られた人物です。また、貞幹は舜水とも交遊がありまして、「舜水先生文集」には多くの関係書簡などがみられます。その中に楠公伝のことがみえております。忽冗はにわかには、いそがしい、おそろかにする、わずらわしい、などの意味がありますが、楠公伝については、舜水のそういう事情で、まだ出来ておりません。五十川剛伯（加賀藩の儒者で舜水に師事をする）に係る資料を収集させています。必ずしも楠公伝が成るとはかぎりませんが、出来ましたらお届けします。そういう私の真意をお殿様にお伝えいただければ幸いです、ということが知られるのです。ここには、舜水のその当時の様子がうかがわれるのでありますが、先程の「楠公父子訣別の図」の賛文の年月が寛文十年とありましたから、この文章の内容については、寛文五年から寛文十年までの事ということになります。

また、次の史料を御覧下さい。これは、「楠正成像賛の奥村浚明に代りて跋す」（室鳩巢著、「補遺鳩巢先生文集」巻六所収）とあるものです。

本朝名将を論ずるもの、楠判官を以て最と為す、その奇策・偉勲の迹、図すべきもの多し、これより先、本藩令、参議（綱紀）、狩野某に命じて、桜井、子を誠むる像を画かしめ、且つ帰化人舜水先生朱子瑜に請ひ、これが賛を為さしむ、その後、常山侯故黄門公、碑を湊川に立て、以て判官の墓を表はし、またその賛を取ってこれを碑背に刻せり、蓋しその文、後世を照示するに足るべきなり

これは、室鳩巢の文章です。室鳩巢は、先程の木下貞幹の門人で、加賀藩には寛文十二年（一六七二）に出仕したといえます。史料の題にあります奥村浚明は、加賀藩の家臣で、父の庸礼ともども加賀藩の家老をつとめています。また、ともに舜水に師事もしています。「舜水先生文集」には、舜水から庸礼へあてた多くの書簡がみられます。そこで、この史料は、「楠正成像賛」の跋文を、室鳩巢が奥村浚明にかわって書いたということであり、その内容は、楠木正成の武将としての偉

大きさをいい、また、「楠公父子訣別の図」の成立の由来を記しています。それは、前田綱紀が狩野探幽に画をかせ、舜水にその賛文を依頼して作成させ、さらに、義公光圀が湊川に楠公の墓石を建てると、その碑陰にこの賛文を刻んだこと、などを述べているのであります。義公光圀によります湊川の楠公墓碑の建立は、元禄五年（一六九二）のことではありますが、室鳩巢の文章はこの間の経緯を述べているのであります。

このように「楠正成像賛三首」の成立について、みてまいりました。まとめてみますと、時期的に早く出来ましたのは第二首で、舜水の長崎時代の、万治三年ころの成立であります。その参考史料は、安東省菴が作成した楠公伝でありました。その時の賛文は、省菴の「三忠伝」に収録されています。第一首については、加賀藩主の前田綱紀の要請で書かれまして、その参考史料は五十川剛伯が収集して提供しました。そうして成りまして、これが軸物として残されています。時に寛文十年でありました。そうしてみますと、第三首の成立がよく分らないということになります。第三首の出典は「舜水先生全集」であります。それ以外には知られていないのです。この第三首が、「舜水先生全集」に収録されるについての事情や、その元本などが分りますと、明確になると思います。そこで、「楠正成像賛三首」について、三つの文章をみてみますと、第一首の文章は規模が雄大で、格調も高く、楠木正成の面目をよく著していると思われれます。そうして第二首・第三首をみますと、規模にしましては内容からしても、少々勢が弱いと言わざるを得ません。大文章ではありませんけれども、そのように思わざるを得ません。そして、成立の順序は、第二首が最初で、第一首は約十年後に出来た、ということを考えますと、第三首は、第二首より早いということは考えにくく、また第一首より遅いとは思われません。そうしますと、第三首は、第二首と第一首との間に出来た、と思われるのであります。私など、何か見落しているものがあるかも知れませんが、しかし、このことにつきましては、新たな史料を待ちたいと思います。

また、「楠正成像賛三首」の成立につきまして、その参考史料との関係を少しみてみたいと思います。先程も少し触れましたが、参考史料としましたのは、早いころは安東省菴の「三忠伝」、後には林羅山の「楠正成伝」、村田自新の「楠河州伝」、その他「太平記」「太平記評判」「楠木合戦注文」など数多くなつていったと思われれます。また、舜水自身の楠公への理解も進展していったものと考えられますが、ここでは、安東省菴の「三忠伝」の中から、「楠正成像賛三首」の文章と関係のありそうな部分をあげてみたいと思います。最初は正成の人となりについて、

母志貴の神に禱る。夢みらく、武人金色の甲を扨いて口中に入ると。因りて身

むことあり。生れて岐嶷、学を好みて譚論を善くす。(中略)長ずるに及びて民を撫するに仁を以てし、士を上げますに義を以てす。人皆これが用を為すことを楽しむ。戦ふ毎に功を樹つ。世称して日本無双といふ。

とあり、笠置山の後醍醐天皇のもとにまいらすと、帝喜びて以て天朕に良将を授くるなりと為し、(中略)公対へて曰く、陛下、仁義を尚とび人才を務めなば中興期す可し。

とあります。その後の赤坂城、千早城での奮戦や建武の中興の政治などは省略しまして、その後になります。

古より未だ権臣内に在って大将能く功を外に立つる者は有らず。此の行ただ一死あるのみと、(中略)桜井の駅に到るときに、長子正行を召しこれに教へて曰く、我力を王室に竭くすこと久し、然れども准后内に讒し清忠外に間つ。我死せば天下はそれ尊氏ならんか。汝、志をつくし思をつくして二心あることなかれと。

また、正成の人物を評して、

吾が國に武将有りてより以来、未だ公のごとき有らざりしなり。

と記しています。「三忠伝」は大きな文章なのですが、舜水が参考としました、資料の一端をあげさせていただきまして、その関連の様子などみていただければと思つた次第です。

さて、時間も大分過ぎてまいりました。では最後に、付け足しになりますが、ここでは、先人の楠子論としまして、藤田東湖先生と真木和泉守(名は保臣)の遺文をみてみたいと思います。お二人とも湊川の楠公墓石碑文などで、朱舜水の楠公顕彰文は御承知のことと思われます。藤田東湖先生については、皆様方よく御承知とありますが、真木和泉守は、九州は久留米の水天宮の神官で、水戸にも遊学しました。その後、尊王・討幕運動に挺身し京都で禁門の変に加わり、敗北しますと天王山で自刃をして果てたのでした。その和泉守は、湊川の楠公墓碑に参拝しまして、大変感動しました者の一人であります。楠公崇拜の念があつく、毎年楠公の命日であります五月二十五日には楠公をお祭りする楠公祭を斎行し、今楠公と称されたといわれています。

では、最初に藤田東湖先生の文章です。「新定東湖全集」(菊池謙一郎著)をみますと、楠木正成顕彰に関する文章としては「楠公画像に題す」など他にも見えますが、ここにはこの「楠公を弔う文」の一文を掲げました。御覧下さい。

彪嘗竊楠夫子の風を欽慕し、今茲天保癸巳、五月廿五日、夫子忌辰の為に、因りて其伝を取りこれを読む、感慨已まず、乃敢えて文を為し、これを弔う、そ

の辞に曰く、嗚呼公の忠精義氣、天地に亘りて虧けるなく、日星と並びて墮ちる莫し、而うして其神骨風姿、世見ることを得べからざる者、実に茲に五百年、偶然公の伝を読み、人をして歔歎せしむ、況星雷の推移、其年月日時に会して、苟も人心有りて、執か能く巻を掩いて大悲せざらん、大日の二つ無く、華夷の同知する所、逆賊跋扈、神人帰せざる所、忽にしてまさに夢寐に兆すべし、金剛峰に崛起し、孤城に據り、重圍を受け、節苦しみ志愈貞に、勢窮まりて策益々奇なり、大厦棟梁を失し、僅かに南木枝を繋ぐ、逆賊肝膽を寒うし、獨り菊水の旗有り、大陽既に沈み掛け、神器まさに敬とすべきを正す、撥乱反正、復た四海の一たび帰を觀る、先驅して京に入る、真に千載にして一時、奈何武臣又傲にして、加之姦人媚を献じ、乘輿播遷し又馳せる、誓いて仇讐を殄滅せんと欲す、奈廟謨の多岐、死して後已む、時事の日に非なりを覺え、涕を揮いて子に訣れ、遣恨は湊水のほとりにあり、笑を含みて地に入る、英魂は猶芳山の獻を繞るごとし、児孫は節に殉じ、皇運は危きに存す、上天常を扶け、下民彝を立つ、既に当時の義を唱え、又百世の師と為る、余復何ぞ悲まん、忠魂髣髴として、此卮を享け、斯辞を聴けよ

天保癸巳は天保四年（一八三三）です。この文章は、この年の楠公祭における祭文です。この中で、楠木正成の人となり、また、千早城での奮闘など述べています。難解な語句が多いですが、概要はおわかりになるうかと思えます。これが、東湖先生の文章です。では、もう一つ、真木和泉守の「楠子論」（『真木和泉守遺文』所収）を御覧下さい。この文章は大分長いのですが、敢えて掲げました。

あ、楠子の忠義、けだし天下一人なり。孤城を以て二十万の兵を破り、以て勤王の倡を為し、寡軍を以て二十倍の衆を挫き、以て臣たるの節を竭せるは、則ち與らず。言聴かれざるに及んで、児を呼んで後事を託す。その意に謂へらく、訣別の言は、これを路人に施すも、また能く肝に銘ず。児稚少なりといへども、必ずこれを記せん。而うして我が志必ず徹らん。我れ死するの後は、天下の事知るべきなり。而うして足利二兇の志、実に測るべからず。然らば則ち天祖の基業、天壤と与に窮まりなきもの、一旦にして墜ちん。これ実に悲しむべし。我れ既にこれを以てここに死し、子もまたこれを以てここに死し、孫もまたこれを以てここに死し、兄弟叔姪もまたここに死し、而して拳族子遺なくんば、則彼の二兇の心、また争ふべからざるを知りて、而うして必ず皇統の継がざるべからざるを知らん。皇統の継ぎたまふ有れば、則ち我が志の成れるなり。而うして目始めて瞑するを得んのみ、と。芳野に行在したまふや、その近くにしてこれに藩たるものは、則ち楠氏なり。而うして子あり、孫あり、或い

は来犯を討ち、或いは京師を取り、神器をして賊手に汚されずしてここに安んぜしむるもの、四世なり。その子孫たる者、且つこれを能くす。若し楠子をして兵庫に死せずして芳野を衛らしめば、則ちその京師を復して天下復た王政に帰せんこと、期すべきなり。而うして楠子のこれを為さざるものは、何ぞや。それ天命の去就は、固より人力の為すところに非ざるなり。元弘の初め、天これに就き、而うして復たこれを去れり。一たびこれを去りて、而うしてまた収むべからざるなり。楠子これを知る。すなはち以為へらく、皇統継ぎたまふあれば、則ち足れりと。然れども、これはその一世の能く及ぶところに非ざるなり。而うしてそのいまだ死すべからざるところに死すれば、則ち子孫たる者、感奮・激励、その鬱結するところのものを以て、必ずここに泄さん。かくの加くにして、然る後に始めてその志の成るを得んなり。而うして子あり、孫あり、進んで討ち退いて衛り、数年を歴て替らず。皆ここに死し、而うして南北の一統に及んで已めり。則ち一楠氏の世に遺る者なきなり。大義親を滅する、人既にこれを難しとす。而うして楠氏の親を滅する、一世に非ず、また十数人に非ず。子孫能くその志を成すこと、果してその慮るところの如し。至誠天を貫く者に非ざるよりんば、いづくんぞかくの如く久しうしていよいよ盛んなるを得んや。源頼朝の覇を開く、朝廷の権やうやく失はれ、北条氏継いでその権を攘み、而うして天下の人心岐れたり。足利氏の反するや、朝廷馭を失したまふの由るところを察し、ただ利以て英雄の心を攬り、而うして天下の人心渙れり。人心の渙れる、その為さんと欲するもの、何事か成らざらん。東宮たらんと欲するか、東宮得べきなり。天子たらんと欲するか、天子得べきなり。けだしその心天子たらんと欲するなり。その一たび天子たらば、これを継ぐ者、織田氏・豊臣氏の如き、視て以て常と為し、また皆これを為さん。足利氏にしてこれを為さざれば、これを継ぐ者皆曰はん。天黄汚すべからざるなり。天位腐るべからざるなり、と。然る後、天下の事大いに定まらん。その或いはこれを継ぐ者、百世といへども知るべきなり。然れども足利氏の天子たらず、その皇統を求めてこれを継ぐは、すなはち楠氏のここに死して弑らず、而うして争ふべからずして然る者あるに因るのみ。孔子曰く、殷に三仁有り、と。箕子曰く、自ら靖んじ、人びと自ら先王に献ず、と。楠子と藤房・義貞と、また皆おのおの自らその志を行ふ。箕子は身を屈して道を周に伝へ、楠子は親を滅して皇統を継ぎ、以て万世の道を存す。その箕子に優れること、けだし倍シす。あゝ、楠子の忠義、また天壤とともに窮りなきものか。

大変長くて申しわけありませんでしたが、これは、楠公を論じるにつきました

は、集大成とでもいうべきものと思われず。真木和泉守は皇統の存続を第一に考えまして、楠公の活躍もその一点から論じました。楠公の千早城などでの戦いも、ひとまずおいて、楠公の心は「皇統継ぎたまふあれば、則ち足れり」にある、と論じました。もとより天命というものがあって、いくら尽力しても目的がかなわないときがあります。「それ天命の去就は、固より人力の為すところに非ざるなり」であり、「足利二兇の志、実に測るべからず」であります。そこで、楠公は湊川での戦死を決意し、そして、「子あり、孫あり、進んで討ち退いて衛り」と、楠氏は族をあげて、また、子々孫々までも命をかけて尽力をする。そして、「楠子は親を滅して皇統を継ぎ、以て万世の道を存す」べく尽力したのであり、それが、楠公の真意である、と論じています。人の世の心の変化しやすい事、時代の流れなどもありますが、そういう歴史の中に、「天黄汚すべからざるなり。天位躋るべからざるなり」と万世にわたつての不変の道義を示そうとした、と述べ、そして、この忠義の心は、並ぶもののないものであり、「あゝ、楠子の忠義、また天壤とともに窮りなきものか」と最後に結んでおります。

大変長い文章ですが、実に厳しい、命をかけるという論で貫かれています。「大平記」など読み本の類から、朱舜水の本格的な顕彰文が著されるようになり、そして、楠木正成に対する研究も進展し、幕末に至り、精製され、昇華されていったものと思われず。そういうところから、これをつけくわえた次第であります。

最後になりましたが、舜水は、楠公の顕彰が世に行われていないことに概嘆をしていましたが、今みましたように、幕末のお二人の先哲の文章のように、世に段々顕彰が広まり、また楠公祭が各地で斎行されるようにもなってきました。そして、水戸藩の藩校であります弘道館では、その教育の中で詩歌の作製なども行われていますが、その記録の一つに「覺舎宿題」（茨城県立歴史館所蔵、影印本）という本があります。その中をみますと、「楠公画像に題す」と「暮秋」という二つの題のもと、詩歌が詠まれています。漢詩が中心ですが、和歌もあります。多くの学生がこの題で歌を詠んでいます。このことは、弘道館におきます教育活動の一面を示しているものと思われず。そのことを一言つけ加えまして、まとめりもなく大変粗雑で失礼でしたが、私の本日のお話をおりとさせていただきます。

（平成八年十一月一日講座）

（県立歴史館首席研究員）